

非常事態宣言の発令

1 概要

- (1) 16日、ノボア大統領は、対象地域において、犯罪組織による国家機関への攻撃や犯罪経済活動の拡大により、公共の安全及び秩序が著しく脅かされる重大な国内騒乱が発生しているとし、以下10県3市において非常事態宣言（大統領令423号）を発令しました。期間中は、軍と警察による共同作戦が強化されます。
- (2) 在留邦人の皆様及び旅行されている皆様におかれましては、同地域への不要不急な外出を控え、治安情勢に関する最新情報を入手し、不測の事態に巻き込まれないよう身の安全確保にご留意いただけるようお願いいたします。

2 発令期間

6月16日から8月14日の60日間

3 対象地域

- (1) グアヤス県
- (2) マナビ県
- (3) サンタ・エレナ県
- (4) ロス・リオス県
- (5) エル・オロ県
- (6) ピチンチャ県
- (7) エスメラルダス県
- (8) サント・ドミンゴ・デ・ロス・サチラス県
- (9) スクンビオス県
- (10) アスアイ県
- (11) コトパクス県ラ・マナ市
- (12) ボリバル県ラス・ナベス市
- (13) カニヤール県ラ・トロンカル市

【参考】大統領令第423号

https://minka.presidencia.gob.ec/portal/usuarios_externos.jsf